

令和6年度

事業計画及び予算

一般社団法人 地方公務員共済組合協議会

目 次

1 令和6年度事業計画	・・・・・・・・・・ 1
2 令和6年度予算書	・・・・・・・・・・ 6

一般社団法人 地方公務員共済組合協議会

令和6年度 事業計画

令和6年度は第4期特定健康診査等実施計画、第3期データヘルス計画が開始され、特定健康診査等の保健指導においては、成果を重視したアウトカム評価の導入、達成状況の見える化、ICTを活用した遠隔による特定保健指導等を行うことが可能となる。

また、診療報酬の改定については、診療報酬・介護報酬・障害福祉サービス等報酬の同時改定であり重要な節目となる。改定の基本方針が令和5年12月に示され、物価高騰、賃金上昇といった状況は医療分野におけるサービス提供や人材確保にも大きな影響を与えることから、機動的な対応が必要とされる。

今後、75歳以上の人口増加と生産年齢人口の減少という人口構造の変化していく中、社会の活力を維持・向上していくため全世代型社会保障制度を構築していくことが急務となる。

加えて医療分野でのDX、イノベーションの推進等も効率的・効果的な質の高い医療の提供を行う上で、非常に重要となる。

一方、年金の分野では、令和5年度に続き2.7%のプラス改定が行われた。

そのほか、令和6年度は財政検証の結果が公表される予定であり、検証結果を受けて次期年金制度改正に向けた議論が行われる。

地方公務員共済組合協議会（以下、「協議会」という。）としては、今後、これら政府及び関係機関において、検討される事項や施策のうち、地方公務員共済制度と密接に関連する事項について、調査・研究・情報の収集に重点を置きつつ、関係共済組合等の協力を得て次の事業を行うものとする。

1 調査・研究事業と情報提供事業

(1) 医療関係・年金関係におけるマイナンバーを利用した情報連携

医療関係におけるマイナンバーを利用した地方公務員共済組合と地方公共団体等との情報連携については、平成30年10月から運用が開始された。

当該情報連携を地方公共団体等を行うにあたっては、政府が設置した情報提供ネットワークシステムとの中間に位置する中間サーバーを経由して行うこととなるため、社会保険診療報酬支払基金（以下、「支払基金」という。）が開発・設置した当該中間サーバーの利用契約（以下、「中間サーバー利用契約」という。）が必要であり、令和元年度の中間サーバー利用契約からは、協議会が各共済組合からの委任を受けて、支払基金と契約締結を行っている。

マイナンバーを利用した情報連携については、マイナンバーの紐付け方の誤りによる誤登録が発生したことから、令和5年6月、各保険者等において総点検が実施された。

マイナンバーの総点検の結果については、令和5年12月に開催されたマイナンバー情報総点検本部（デジタル庁）において、点検対象となった約8千万件の点検を終えたことが報告された。

協議会としては、今後も、個人情報の取扱いも含め、情報連携業務が滞りなく行われているか、支払基金から必要な事項の情報提供を受けるなど、各共済組合と支払基金との間に立ち、所要の連絡調整事務を行う。

利用した情報連携についても、当該情報連携業務が適正に行われるよう注視していく。

(2) オンライン資格確認等システムについて

令和5年4月からの保険医療機関・薬局へのオンライン資格確認の導入の原則義務化については、令和5年12月の時点で対象の医療機関等の9割が運用を開始した。^(注)

令和6年度においては、マイナポータルを通じ情報の閲覧や電子処方箋等の機能のほか、下記①から⑥においてもオンライン資格確認が導入されることから、当協議会としては、今後もオンライン資格確認等システムを基盤とした各種の運用サービスなどの施策について、厚生労働省及び社会保険診療報酬支払基金その他の関係とも連絡を密にしながら、情報収集に努め注視していく。

- ① 医療扶助
- ② 訪問診療・訪問看護
- ③ 柔道整復師・あんまマッサージ師、鍼灸師の施術所
- ④ 健診実施機関等
- ⑤ オンライン診療等
- ⑥ 職域診療所

【令和5年度における機能・サービス】

- ・医療機関・薬局による特定健診等情報の閲覧
- ・医療機関・薬局による薬剤情報の閲覧
- ・医療機関・薬局による診療情報の閲覧
- ・電子処方箋管理サービス
- ・審査支払機関によるレセプト振替機能の運用開始

(注) オンライン資格確認システムの準備完了施設数は、210,267施設（全体229,646施設の91.6%）、設置・運用開始している医療機関・薬局は、205,704施設（全体229,646施設の89.6%）となっている。

義務化対象施設のうち、準備完了施設は203,498施設（全体208,083施設の97.8%）、運用開始施設数は199,475施設（全体208,083施設の95.9%）となっている。（令和5年12月24日時点 厚生労働省）。

なお、政府は、令和6年12月2日に保険証の発行を終了し、廃止することが決定された。

(3) 特定健診・保健指導関係

第4期特定健康診査等実施計画は令和6年度に開始され、終了年度は令和11年度までの間に実施される。

実施計画終了年度である令和11年度には、基本指針における目標値を達成するため、保険者ごとの目標値が設定されている。

共済組合に設定された目標値は、特定健診は90%以上、特定保健指導については、65%以上とされている。^(注)

(注)第4期実施計画全国目標値 特定健診：70%以上、特定保健指導 45%以上

【参考】

第4期において見直された主な項目等は次のとおりである。

- ① 健診項目（脂質異常）及び質問項目（喫煙・飲酒等）の見直し
 - ② 特定保健指導の見直し
 - i) 成果を重視した特定保健指導の評価体系の見直し。具体的には、数値目標に対する結果を評価するアウトカム評価（腹囲 2cm・体重 2kg 減）の導入。これにより目標を達成したことによりポイント付与される仕組みとなる。
 - ii) 特定保健指導の見える化の推進
 - iii) ICT 活用の推進 遠隔地に居住する被保険者に対し、リモート指導が可能。
- 上記 i) から iii) のほか特定保健指導については、早期初回面接実施を促進するため、初回面接実施について、特定健診日から 1 週間以内であれば初回面接の分割実施と取り扱えるよう条件が緩和されるなども盛り込まれている。

今後も特定健康診査及び特定保健指導に関する情報収集又は情報交換を行い、適宜、各共済組合に対し、必要な事項について、情報提供を行う。

(4) その他共済組合事業

長期給付制度、資金運用、貸付制度等福祉事業、宿泊施設及び保健施設の運営のあり方、共済組合における監査のあり方など、共済組合事業全般についての調査研究を行う。

(5) その他事項に係る会員への連絡調整・資料提供

前記に掲げる事項以外の調査・研究に伴い、収集し又は作成した資料については、必要に応じ、速やかに会員及び関係機関に連絡のうえ、資料等の情報を提供する。

2 関係機関との連絡調整事業

(1) 総務省等との連絡調整

総務省、文部科学省及び警察庁のほか、共済制度に関連する諸制度を所管する財務省、厚生労働省等との連絡を密にし、制度の改正、その他共済組合の給付及び事業に関する情報の入手に努めるとともに、各種審議会等の審議の状況等を把握し、共済組合等にその動向を提供する。

(2) 要望書等の提出

共済制度の整備改善事項について、各共済組合等からの意見の申出又は要望等の取りまとめを行い、所管官庁を含む関係機関に対し、要望書等の提出を行う。

3 事業年報の発行事業

地方公務員共済組合の給付及び事業に関する統計資料として「地方公務員共済組合等事業年報」を発行し、正会員、賛助会員及び関係機関に配付する。

4 研修及び人材の育成事業等

(1) 賛助会員懇話会

正会員及び賛助会員を対象に「賛助会員懇話会」を開催し、共済組合制度について一層の理解を深める。

(2) 共済資金運用セミナー

正会員及び賛助会員を対象に年金資金の運用に関する「共済年金資金運用セミナー」を開催し、年金資金運用の重要性について一層の理解を深める。

(3) 社会保障制度研究セミナー

正会員及び当該正会員である連合会を構成する地方公務員共済組合の幹部職員を対象に、社会保障制度研究セミナーを開催し、年金制度ほか共済組合の事業に関連する年金以外の医療、介護などの社会保険制度並びに疾病予防等の公衆衛生等の社会保障制度全般について、一層の理解を深めてもらう。

5 契約代理事業等

(1) 契約代理事業

各共済組合からの委任により、当協議会が各共済組合の代理人として、関係機関と締結している契約に係る契約事務などを行う。

なお、主な契約等は次のとおりである。

- ① 社会保険診療報酬支払基金との医療費支払契約及び特定健診等費用決済等契約並びに出産費等支払契約
 - ② 社会保障・税番号制度の中間サーバー等情報連携事務及びオンライン資格確認等事務に関する契約
 - ③ 公益社団法人国民健康保険中央会との出産費等支払契約
 - ④ 特定健康診査等に係る全国組織の実施機関との契約
 - ⑤ 各都道府県単位で行う特定健康診査等に係る実施機関との契約に関する共済組合からの委任状の取次・回送業務
 - ⑥ 柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任の取扱いに関する契約
- また、令和5年10月1日から特定健診等費に係る適格請求書保存方式(インボイス制度)の導入に伴い、共済組合への請求に際し、令和6年6月(令和6年4月実施分)から補助帳票等の発送が開始される。

(2) 地共済年金情報システム事業

令和3年4月から開始・運用されている地共済年金情報ホームページシステムが遅滞なく稼働・運用されているか、「地共済年金情報ホームページシステム委員会」を通じ、引き続き注視していく。

なお、現在の地共済年金情報ホームページシステムの保守・運営契約期間が令和7年度末をもって満了となる。このため、次期地共済年金情報ホームページシステムの選定等について、運営主体である各共済組合と「地共済年金情報ホームページシステム委員会」を通じ、連絡を密に図りながら、課題等を検討していく。

(3) 新たな取組みへの対応(社会保険診療報酬支払基金審査事務集約・医療DX等)

令和4年10月に、令和元年5月に成立した社会保険診療報酬支払基金法の改正により「審査事務に係る業務について、従来の支部完結型から本部中心に当該業務を実施するための体制が再構築」(以下「審査事務の集約」という。)が行われた。この審査事務の集約により、新たなスキームの運用開始、審査支払事務における従来の取扱いからの変更などが同年10月以降、漸次的、五月雨式に生じているため、同支払基金からのこれらに関する情報提供があった場合、適宜、対応していく。

また、現在、政府において、医療DX(「全国医療情報プラットフォームの創設、電子カルテ情報の標準化、診療報酬改定DX等)の推進が図れており、これらの施策については、社会保険診療報酬支払基金やオンライ

ン資格確認等システムの基盤など協議会が関わっているものとも関係しているため、これらの動向についても注視していく。

6 その他事業

(1) 賀詞交換会

令和2年1月を最後に開催し、その後、コロナ過の影響もあり、中止していた賀詞交換会であるが、世相の変化に伴い、開催をする趣旨が薄れて来たことから、当分の間、行わないこととした。

令和5年5月、コロナが感染法上の位置付けが5類感染症になったが、令和6年度においても引き続き行わない予定である。

(2) その他

その他必要な事業を行う。

令和6年度予算書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(単位:千円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
①会費収益			
正会員会費収益	25,000	25,000	0
賛助会員会費収益	9,200	9,200	0
会費収益計	34,200	34,200	0
②事業収益			
地共済年金情報システム事業負担金収益	128,495	60,478	68,017
研修会等事業負担金収益	956	900	56
事業収益計	129,451	61,378	68,073
③雑収益	0	72	▲ 72
雑収益計	0	72	▲ 72
経常収益計	163,651	95,650	68,001
(2) 経常費用			
①事業費			
給料手当	9,526	9,457	69
臨時雇賃金	0	3,162	▲ 3,162
退職給付費用	466	466	0
福利厚生費	1,557	1,710	▲ 153
会議費	6,043	6,902	▲ 859
図書購入費	267	256	11
消耗品費	109	150	▲ 41
印刷製本費	1,559	1,718	▲ 159
賃借料	170	285	▲ 115
賃借料負担金	2,885	2,684	201
委託費	133,464	61,949	71,515
通信運搬費	728	623	105
減価償却費	0	111	▲ 111
租税公課	1,054	1,432	▲ 378
事業費計	157,828	90,905	66,923
②管理費			
給料手当	1,429	1,418	11
臨時雇賃金	0	0	0
退職給付費用	70	70	0
福利厚生費	233	256	▲ 23
会議費	100	100	0
図書購入費	40	38	2
交際費	300	300	0
消耗品費	16	23	▲ 7
印刷製本費	80	80	0
賃借料	26	43	▲ 17
賃借料負担金	433	403	30
旅費交通費	177	26	151
委託費	6,294	1,322	4,972
通信運搬費	109	93	16
負担金	528	528	0
租税公課	20	21	▲ 1
雑費	10	24	▲ 14
管理費計	9,865	4,745	5,120
経常費用計	167,693	95,650	72,043
当期経常増減額	▲ 4,042	0	▲ 4,042

(単位:千円)

科 目	当年度	前年度	増 減
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	▲ 4,042	0	▲ 4,042
一般正味財産期首残高	31,717	31,717	0
一般正味財産期末残高	27,675	31,717	▲ 4,042
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	27,675	31,717	▲ 4,042

(注) 借入金限度額 10,000,000円